

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ユナイテッド株式会社	コード	2497
提出日	2025/6/18	異動(予定)日	2025/5/30
独立役員届出書の提出理由	親会社の異動による役員の属性の更新		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし			
1	石本忠次	社外取締役	○																	有	
2	田中雄三	社外取締役											○							訂正・変 更	
3	上原直人	社外取締役											○							訂正・変 更	
4	大村健	社外監査役	○																	有	
5	小駒望(戸籍名:今岡望)	社外監査役	○																	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		税理士としての財務に対する専門的な見識と企業経営に関する幅広い経験を活かし、経営の健全性の確保と透明性の高い公正な経営体制の確立への寄与を期待するものであります。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、取締役会決議をもって独立役員に指定しております。
2	当社の主要株主である㈱Hakuhodo DY ONEの代表取締役であります。	
3	当社の主要株主である㈱Hakuhodo DY ONEの親会社である㈱博報堂DYホールディングスに業務執行者として所属しております。	
4		弁護士としての企業法務に関する専門的な見識と、企業経営に関する幅広い経験を活かし、経営の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営体制の確立への寄与を期待するものであります。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、取締役会決議をもって独立役員に指定しております。
5		公認会計士として財務に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、取締役会決議をもって独立役員に指定しております。

4. 補足説明

親会社の異動についての詳細は2025年5月30日開示の「自己株式立外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得結果及び取得終了並びに資本業務提携の解消及び親会社の異動に関するお知らせ」(https://united.jp/ir/ir-release/ayWlymPDS0.html)をご参照ください。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。